

令和8年度 指定地域福祉活動支援事業助成金 交付申請の受付について

回覧



山形村共同募金委員会では、下記により令和8年度の指定地域福祉活動支援事業助成金の交付団体・グループを募集します。

指定地域福祉活動支援事業助成金は令和7年度に皆様からご寄付いただきました「赤い羽根共同募金の寄付金」を財源に活用させていただいております。

地域の支え合い・助け合いの推進を目的に **地域貢献活動** を行なっている団体・グループの諸経費に対して助成金を交付いたします。

なお、助成金の交付は、山形村共同募金委員会/審査委員会の審査後に行います。



例えば・・・

- ★毎月10日のレクリエーション大会で参加者の体力向上と認知症予防を目指す！
毎月20日には会員全員で公民館周辺的环境整備を行う。
施設の使用料や、ゴミばさみとゴミ袋の購入に充てたい。
- ★野球チームのみなんで、一人暮らし高齢者の方のちょっとしたお手伝い！
ボランティア活動保険に加入したい。
- ★地域に住む、ひとり親家庭へお弁当を配布したい！
材料や消耗品の購入費にしたい。



申請の受付期間につきましては、下記のとおりお願いいたします。
ご相談等がある場合は個別に応じますので、事務局担当者までご連絡ください。

受付

期間：令和8年4月1日（火）～令和8年5月15日（金）

時間：午前8時30分～午後5時30分まで（土日祝を除く）

※申請書を作成して、期間内に事務局までご提出ください。
募集締切後に審査委員会を行ない、交付決定いたします。



指定地域福祉活動支援事業助成金の詳細は裏面をご覧ください。
申請用紙はホームページからもダウンロードできます。



この活動は皆さまからいただいている赤い羽根共同募金を財源に実施しています。

申請受付
問い合わせ先

■山形村共同募金委員会/事務局（担当：藤岡・宮田）
山形村4520-1（山形村保健福祉センターいちいの里内）
電話：0263-97-2102 FAX：0263-97-2108

指定地域福祉活動支援事業助成金

趣旨

地域福祉活動を振興し地域福祉の推進をはかるために、住民団体等が村内各地域において、高齢者・障害者・児童・青少年その他の住民全般を対象に実践する各種活動に要する経費に対して助成金を交付します。

助成金交付限度額

一般指定活動 上限 20,000円

但し、交付申請額の1割以上の額を本助成金以外の収入で負担することとする。

助成金使用対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

対象者

山形村内の住民団体・グループ

但し、山形村社会福祉協議会から他の助成金、サロン活動負担金等を交付されている団体・グループは対象外



助成対象活動

生活支援活動

日常生活支援活動、療養活動、施設団体活動、在宅介護者支援活動

社会参加活動

福祉教育・学習活動、自立・就労支援活動、体験・交流イベント活動、住みよいまちづくり活動

総合福祉的活動

児童・青少年関係活動、生活相談活動、情報提供・啓発活動、その他の地域福祉活動

助成対象経費

- ・ 入場料・使用料
- ・ 資料・備品購入費
- ・ 材料等購入費
- ・ 資料・資材作成費
- ・ 通信運搬費
- ・ 消耗品費
- ・ 保険料 等の

助成金対象事業に係る経費にご活用ください。

助成対象外経費

- ・ 助成金対象活動以外に要する経費
- ・ 特定の個人のみ利益につながる経費
- ・ 構成員同士の親睦のみを目的とした活動経費
- ・ 飲食経費
※生活支援としての食事提供等を除く
- ・ 宿泊経費
※宿泊体験を目的とする活動を除く
- ・ 団体構成員への謝礼や人件費等の経費
※一般参加者がいる活動を行なった場合を除く

注意事項

助成金の財源となっている、赤い羽根共同募金活用の意味合いをより多くの方に周知する機会や、助成金を活用した事業の透明性や公平性を期するためにも、同じ人物が複数の団体の代表者を兼ねることはご遠慮ください。

お気軽にお問い合わせ下さい。

山形村共同募金委員会事務局